

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 4 月 15 日 (火) 号外第 57 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則 (36) (政策法務課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県公報発行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

インターネットを利用して閲覧ができることから、総合事務所等への公報の送付を廃止する。

2 規則の概要

(1) 総合事務所の地域振興局等への公報の送付を廃止する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（平成5年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(雑則) <u>第5条</u> 略	<u>(送付)</u> <u>第5条</u> 公報は、次に掲げる箇所に送付する。 (1) 各総合事務所の地域振興局及び西部総合事務所日野振興センター (2) 鳥取県立図書館 (3) 鳥取県立公文書館 (雑則) <u>第6条</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。